



非課税所得について少々

年も明け、今年もまた、確定申告の時期が近づいてきました。この時期に多い質問で、例えば、遺族年金や障害年金といったものは、課税対象になるかどうかといったものがあります。

これらは、「非課税所得」に該当します。要するに収入があるにもかかわらず税金がかからないものです。

この他にも「非課税所得」とよばれるものには、以下のようなものがありますので参考にしてみてください。

- ・雇用保険の失業給付
- ・児童手当の給付
- ・宝くじの当せん金

その他では、元皇室の紀宮さんがご結婚された時の結婚支度金1億5250万円は、皇室経済法の規定によりなんと非課税・・・

タイムリーなネタとしては、ノーベル賞の賞金1,000万クローネ(日本円で1億円弱)も非課税、先ごろの税制改正大綱によるとあの「定額給付金」も非課税となるようです。(KAN)

催告とは

よくある誤解に、請求書を出し続けていれば時効は完成しないというものがあります。しかし、それは大きな間違いで、時効の完成事由は 請求 差押え、仮差押え又は仮処分 承認の3つに限定されています(民法147条)。この請求とは裁判上の請求を指すもので、一般的に用いられる請求とは意味を異にするものです。

では、時効の期日が間近に迫っている場合に、いきなり裁判を起こすのが賢明な方法でしょうか。実はそんなことはありません。

以前この紙面でも登場した内容証明郵便が、こんなときには役立ちます。内容証明により×年×月分の売掛金 円を支払うようにと請求すること(これを「催告」という)で、時効の進行を一時的に停止することができます。

停止する期間は6ヶ月ですので、その間に債務者と話し合いをして、一部金を支払わせる(この承認に該当)とか、誠実に対応しない場合は調停の申し立てや訴訟の提起などの裁判上の請求をすると、時効は正式に中断します。

但し、催告による再延長は出来ません。

(粕谷)

企業再生の現場 その3

事業再生の現場では、徹底的なコスト削減が必要であることは、先月も説明しました。先月は、外部から調達するもの(材料、消耗品など)についてを中心にお話しましたが、もちろん、社内でのコスト削減も必要です。

卸売業を除いた多くの企業において、一番かかっている経費は、人件費ではないでしょうか。会社で働く従業員は、最もコストがかかるという反面、最も重要な資産の一つです。雇用している人材のもっている能力を活かすことができるか出来ないかは、その会社の存続に関する大きな課題となります。

利益が上がっていない会社の特徴の一つに、代表者のワンマン経営が続き、会社の従業員は指示待ちであるだけでなく、指示されたことも実行しないという傾向があります。これは、経営者の指示に一貫性がなく、また、指示に対するフォローがない場合によくあらわれる兆候です。指示の仕方、その後のフォロー、成果を認めるという企業風土を創造することは、簡単そうでなかなか難しいことですが、会社の重要な財産である人材を活用する上では、是非取り組んでほしいことの一つです。

しかし、急激な経営の好転が見込めない場合、これまでの企業風土を変えることに長い年月を費やす余裕もありません。そのような場合、外科的処方が必要となる場合があります。

(樽村)

所長のコラム

金融経済の崩壊

昔から実態経済と金融経済を車の両輪と扱って、両者の関係を経済学の中でいろいろ論じられてきた。一般的には人に例えて実態経済は人間の肉体そのもの、金融経済は血液として位置づけ主役は実態経済であり、金融経済は潤滑剤として扱われてきた。

しかるに先進国においては資本の蓄積が進み、金融経済が裏方から表に出てきて実態経済をも含めた経済そのものを動かすようになってきた。金融経済というのは所詮利益のみを、利回りのみを追うことになり、結果として投機が主役になりかねない。この度の世界同時不況はこの咎めが具体化したものといえる。

経済というのは価値を生産し、関係する人達の豊かさの向上に貢献するものでなければならず、金融経済が追い求める利益や利回りは何ら価値を創造しない。

金融経済が崩壊し、血液が順調に循環しなくなったために実態経済をも巻き込み消費が冷え込み実態経済、金融経済とも相互依存関係にあるのでなんとも不況脱出策の決め手の無い状況を招いてしまった。しかも、資本の蓄積が進んでいる先進国はそれなりにこれまでの経済の豊かさの恩恵を享受してきており、今日明日の消費を控えても毎日の生活に支障を招かない状況にある。

したがって、この度の不況はこれまでの景気循環論の中で論じられてきたような一時的なものではなく、回復には長期間を要するのではないかと誰しも受け止めている。と同時にこれを契機に私たちの生活スタイルや価値観の変革を迫っていることを感じている。

時代にあった新しい生活スタイルや価値観というのはどんなものだろうか。(飯野雪男)



セーフティーネット保証貸付をご存知ですか？



昨年後半からの急激な景気の悪化に伴い、「セーフティーネット保証制度」の融資枠を政府が大幅に拡充しています。

今回、「業況の悪化している業種」は、全部で698業種(平成20年12月10日から)に拡大され、中小企業全体の大半は、該当業種に含まれるような設定となっています。また、「5号認定：業況の悪化している業種」による融資に対しては、信用保証協会の保証を100%(責任共有制度の対象外)とし、借入しやすい設定となっております。また、借入する会社の金利負担もかなり低く抑えられており、利息補助を行なっている自治体もあります。

急激な景気の悪化により、業況が厳しくなり、短期的な資金繰りに支障をきたしている場合、この融資制度の活用を検討してみたいかがでしょうか。

融資条件等は以下の通りですが、市区町村ごとに貸付限度額、融資期間、貸出利率等条件が異なることがあります。

《対象となる条件》

- ・指定業種に属する事業を行なっており、最近3ヶ月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ・指定業種に属する事業を行なっており、製品など原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにも関わらず製品等価格に転嫁できない中小企業者
- ・指定業種に属する事業を行なっており、最近3ヶ月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益率又は営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

《受付期間》

平成21年3月31日(県制度融資、大臣指定等貸付の場合)

《別枠保証限度額》

普通保証：2億円以内、無担保保証：8,000万円以内、無担保無保証人保証：1,250万円以内

《融資期間》

7年以内